

## 令和6年能登半島地震により被災された会員への特別措置について

2024年1月19日

各位

一般社団法人 日本食品工学会  
会長 橋本 篤

本年1月1日に能登半島を襲いました令和6年能登半島地震におきまして、お亡くなりになられた方々、そのご家族、ご親族、関係者の方々に心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災されたすべての方々に心よりお見舞いを申し上げます。

また、被災地域の皆様の安全確保を心よりお祈りするとともに、被災地の一日も早い復旧・復興を祈念しております。なお、地震により今後の研究・開発活動等に支障をきたす恐れやご不安のある会員の方は、学会事務所宛にご相談ください。

1月11日に政府は令和6年能登半島地震を「特定非常災害」に指定し、即日施行となりました。日本食品工学会では、会員の義務を履行できない場合の免責等の特別措置を講じることといたします。

措置の内容は以下のとおりです。

- (1) 会員の2024年分の会費免除

(2) 2024 年度大会年次大会講演発表予定者で新規入会者の 2024 年度分の会費免除

(3) 2024 年度年次大会の参加費免除

上記の免除を受けるための手続きは、市町村が発行する罹災証明書の写し（内容が判読可能な解像度の高い画像も可）、および、会員番号と氏名を明記のうえ、メール添付あるいは適宜送信可能な手段にて学会事務所（E-mail）宛に申請してください。なお、既納の会費を返還する手続きは困難なため、その場合は翌年度会費に充当することとさせていただきます。

特別措置の申請は、本日から受付を開始し、2024 年 6 月末日をもって締め切ります。罹災証明書の写しの提出が困難な場合は、学生会員の場合は指導教員、正会員の場合は所属長の記名押印のある被災内容について記載された文書（書式は任意）をもって罹災証明書とみなします。

本件に関する問い合わせ先：

一般社団法人 日本食品工学会 事務所

TEL : 042-739-3088      FAX : 042-710-9176

E-mail : [office@jsfe.jp](mailto:office@jsfe.jp)